

交通対策特別委員会の中間報告

本委員会は、平成27年第3回定例会において設置され、以来、前期における交通対策特別委員会での成果を踏まえながら、高速鉄道3号線と沿線のまちづくり、福岡都市圏における公共交通機関及び道路交通の円滑化について調査を続けてきた。

以下、調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれもまだ多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・研究を進めていく必要がある。

記

1. 高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについて

高速鉄道3号線については、開業区間の現状と延伸事業の進捗状況等について調査を行った。開業区間については、利用人員は着実に増加しており、引き続き利用促進に努めるとの報告を受けた。延伸区間については、土木研究所における平成28年11月の道路陥没事故の原因究明等の検討結果、発注者としての反省点、市の技術専門委員会による技術的な助言等を踏まえ、再掘削工法や安全対策の取り組みのほか、安全を第一に事業に取り組んでいくとの報告を受けた。また、道路陥没事故や社会情勢の変化等を踏まえた見直しにより、開業時期が平成34年度に、全体事業費が約587億円になる見込みとなったこと、及びそれらを踏まえた事業の再評価においては、なお費用対効果が高く社会的に見て効率的な事業であり、事業許可時の採算性を維持しているとの報告を受けた。さらに、各駅の利便性、利用者ニーズに配慮した駅レイアウトの検討を進めていくこと、特に中間駅については、地域団体等とも対話しながら、駅周辺の魅力あるまちづくりやにぎわいづくりに資するものとなるよう検討を進めるほか、消費エネルギーの削減に向けて検討していくことなどの報告を受けた。

沿線のまちづくりについては、「3号線沿線まちづくり方針」に沿った取り組み状況について調査を行った。開業区間については、各駅周辺においては土地区画整理事業等の検討や公共施設の整備、ホテル等の立地が進み、引き続き、交通結節機能強化や地域の主体的なまちづくり活動への支援などに取り組み、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していくとの報告を受けた。また、延伸区間については、はかた駅前通りにおける自転車通行空間の確保や歩行者空間の拡大等による安全・快適でにぎわいや魅力のある通りの形成に向けた取り組み、通りのにぎわいや憩い等に配慮した民間建てかえ計画等の沿道まちづくりについて報告を受けた。

高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについては、道路陥没事故の影響等を踏まえ、安全を最優先とした延伸事業の推進等について調査するとともに、周辺地域の住民との協議を踏まえ、市民への情報発信や利便性の向上に留意しながら、総合的な調査・検討を進めていく必要がある。

2. 福岡都市圏における公共交通機関について

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、これまでの検討ケース案の課題を踏まえた再検討案などについて調査を行った。直通運転化の新たな運行スキームが示され、今後とも、事業の採算性や費用対効果、利便性の確保を踏まえながら検討するとともに、九州大学箱崎キャンパス跡地を初め、沿線のまちづくり動向に留意しながら、事業者と連携して取り組んでいくとの報告を受けた。

バス交通のあり方については、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく施策などについて調査を行った。路線バスの休廃止に伴い公共交通が空白となる地域においては、代替交通の運行経費を補助するとともに、地域、交通事業者と共働し、各路線の利用促進や、利用の少ない路線を見直し、ルートのかえやデマンド交通の導入を予定しているとの報告を受けた。また、公共交通が不便な地域においては、地域主体の取り組みに対する検討経費や、交通事業者が実施する試行運行の経費を補助するとともに、地域の話し合いへの参加や体制づくりなどの支援を行っており、休廃止対策路線の見直しに伴うバス停の近接化に向けた取り組み、また、地域主体による生活交通確保の取り組みについて平成29年地域公共交通優良団体として国土交通大臣表彰を受賞した地区もあるとの報告を受けた。

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、実現に向け、事業の収支採算性や費用対効果、利便性の確保、九州大学箱崎キャンパス跡地など沿線開発の誘導などによる利用促進策について調査・検討を進めるとともに、バス交通のあり方については、地域の実情に応じた生活交通の確保の具体的な取り組みについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

3. 道路交通の円滑化について

都心部における交通混雑対策については、公共交通による都心部の交通アクセスの向上、公共交通の利便性向上と利用促進、バス交通の円滑化及び駐車交通の適正化について調査を行った。公共交通による都心部の交通アクセスの向上については、都心循環BRTの形成に向け、平成29年6月から試行運行の運行頻度を上げるとともに、バス路線の再編、効率化や専用走行空間のあり方などの検討を進めているとの報告を受けた。公

公共交通の利便性向上と利用促進については、フリンジパーキングの検討を初め、バス停の近接化、折り返し系統バスの導入などの公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上への取り組み、小学生を対象としたモビリティ・マネジメントの実施、パーク・アンド・ライド駐車場の確保による多様な交通手段の提供などについて報告を受けた。また、駐車交通の適正化については、公共交通を主軸とした交通体系づくりに資するため、附置義務駐車場条例の見直し後の状況について報告を受けた。

都心部における総合的な自転車対策については、放置自転車の状況及び対策について調査を行い、駐輪場の整備、モラル・マナーの啓発及び放置自転車撤去等に引き続き取り組むとの報告を受けた。また、天神地区の放置自転車については、渡辺通りを中心とした重点的な撤去などの継続的な取り組みにより平成28年は大幅な減少となったこと、暫定施設である路上駐輪場については、公共の施設型駐輪場や附置義務駐輪場の整備等にあわせ、放置自転車の状況等を検証しながら、段階的に廃止を行うとの報告を受けた。

観光交通対策については、近年のクルーズ船寄港数急増等を背景とした交通課題への取り組み状況及び今後の進め方などについて調査を行った。クルーズ船観光客が利用する貸し切りバスが急増し、集中することで商業施設や観光地周辺の交通混雑が一層顕在化しているため、旅行会社への訪問先、訪問時間の分散化の要請を行うとともに、寄港地観光手配予約システム「クルーズNAVI」の本格運用、貸し切りバスショットガン方式の導入や公有地を活用した駐車場、乗降場の確保に取り組んでいるとの報告を受けた。また、現在の取り組みによる効果を分析、検証しながら、引き続き、旅行会社、商業施設、県警などと連携したハード、ソフト両面の取り組みを進めるとの報告を受けた。

都心部における交通混雑対策については、自動車交通の削減、抑制や公共交通への利用転換の誘導に向け、引き続き調査・検討を進めるとともに、総合的な自転車対策についても調査・検討を行う必要がある。また、観光交通対策については、貸し切りバスを利用するツアーのさらなる分散化や既存駐車場の利用促進、公有地を活用した駐車場の確保について、今後とも調査・検討を進めていく必要がある。